平成26年第１回白石町議会臨時会会議録

会議月日	平成26年1月21日（第１日目）
場　　所	白石町役場議場
開　　会	午前９時30分

１．応招議員は次のとおりである。

１番	川　崎　一　平	11番	井　﨑　好　信
２番	前　田　弘次郎	12番	大　串　弘　昭
３番	溝　口　　　誠	13番	内　野　さよ子
４番	大　串　武　次	14番	西　山　清　則
５番	吉　岡　英　允	15番	岩　永　英　毅
６番	片　渕　　　彰	16番	溝　上　良　夫
７番	草　場　祥　則	17番	久　原　房　義
８番	片　渕　栄二郎	18番	白　武　　　悟
10番	秀　島　和　善		

２．不応招議員は次のとおりである。

９番　　久　原　久　男

３．出席議員は次のとおりである。

応招議員に同じ

４．欠席議員は次のとおりである。

９番　　久　原　久　男

５．地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町　　　長	田　島　健　一	副　町　長	杉　原　　　忍
教　育　長	江　口　武　好	総務課長	百　武　和　義
財政課長	片　渕　克　也	学校教育課長	北　川　勝　己

６．議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	鶴　﨑　俊　昭
議事係長	吉　岡　正　博
議事係書記	片　渕　英　昭

７．会議録署名議員の指名　会議録署名議員に次の２人を指名した。

14番　　西　山　清　則　　　　15番　　岩　永　英　毅

８．本日の議事日程は次のとおりである。

日程第１　会議録署名議員の指名
日程第２　会期の決定
日程第３　提案理由の説明
日程第４　議案第１号　白石町課設置条例の一部を改正する条例について
日程第５　議案第２号　白石町立有明西小学校体育館非構造部材耐震化等改修工事請負契約の変更について
日程第６　議案第３号　平成25年度白石町一般会計補正予算（第６号）
日程第７　議案第４号　教育委員会委員の任命について

９時30分　開会

○白武悟議長

ただいまから平成26年第１回白石町議会臨時会を開会いたします。

申し上げます。久原久男議員から本日の会議に欠席の申し出があっておりますので報告をいたします。

これより本日の会議を開きます。

お手元に要望書等受付簿兼処理状況簿を配布をいたしております。御確認をお願いします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりであります。

地方自治法第121条の規定に基づき、本臨時会に説明のため出席を求めた者はお手元に配付の名簿のとおりであります。

日程第１

○白武悟議長

日程第１、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として西山清則議員、岩永英毅議員の両名を指名いたします。

日程第２

○白武悟議長

日程第２、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本臨時会は、本日の１日間にしたいと存じますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本臨時会は、本日の１日間とすることに決定しました。

町長より議案が提出されております。これは皆様方に配布をいたしております議案一覧表のとおりでございます。

日程第３

〇白武悟議長

日程第３、議案第１号から議案第４号までを一括して議題といたします。ただいま上程しました議案について提出者の提案理由の説明を求めます。

〇田島健一町長

議員の皆さんおはようございます。

本日、平成26年第１回白石町議会臨時会の開会にあたりまして、提案いたしました議案について、その概要を御説明申し上げます。

まず、議案第１号「白石町課設置条例の一部を改正する条例について」は、組織機構改革の実施に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第２号「白石町立有明西小学校体育館非構造部材耐震化等改修工事請負契約の変更について」は、白石町議会の議決に付すべき契約の変更に該当するため提案するものであります。

次に、議案第３号平成25年度白石町一般会計補正予算（第６号）について」は、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ152万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ118億9,051万5,000円とするものであります。

最後に、議案第４号「教育委員会委員の任命について」は、教育委員会の委員として岸川学氏を任命したいので地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により議会の同意を求めるものであります。

提案した議案については以上のとおりであります。詳細については課長から説明をさせます。それぞれ十分に御審議賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

〇白武悟議長

内容説明を求めます。

〇百武和義総務課長

それでは総務課の方から今回上程しました議案について御説明を申し上げます。

まず、議案第１号「白石町課設置条例の一部を改正する条例について」御説明を申し上げます。提案理由に書いておりますように、組織機構改革の実施に伴い条例を改正する必要があるため今回お願いをいたしております。内容に入ります前に皆様方にお配りをしております標題が「平成26年度以降の組織機構改革等について」というのをお配りしておるかと思いますけどその資料を御覧いただきたいと思います。標題が「平成26年度以降の組織機構改革について」と書いた資料でございます。よろしいでしょうか。この資料につきましては、組織機構改革について議会の中でも平成25年度中に検討をしたいということでお話をしておりました。そういった事でこれまで検討してまいりました結果等についてまとめたものでございます。この資料に従って説明をさせていただきます。

まず１番、組織機構改革等について括弧１で考え方なりを示しておりますけども、平成17年１月１日の市町村合併から９年が経過し、町の人口減少や少子高齢化など本町の状況も刻々と変わりつつあります。市町村合併時の理念やこれに引き続く合併後の本町各種計画の中でも、役場の組織機構については簡素で効率的な組織機構の実現及び行政のスリム化を目標に行財政運営を進めてきました。

今回の組織機構改革に等に当たっては、庁内職員の意見及び同規模８団体の状況調査結果を踏まえながら検討を進めてきたところでございます。

括弧２番で今後の白石町の人口動向や行政需要を見据えながら、町民サービスの低下を招かないよう留意し、引き続き簡素で効率的な組織機構の実現及び行政のスリム化を具現化するため、次の事項をポイントとしてということで下の方にまるで４つ示しております。

一つ目が白石町総合計画の推進、二つ目が町長の政策の推進、三つ目に町民にわかりやすい組織づくり、四つ目に危機管理体制の整備、この四つの事項をポイントといたしまして平成26年度から平成32年度までの７年間をかけて組織全体を段階的にスリム化していくということで考えております。

括弧３番では先ほど括弧１のとこで申しあげましたように、昨年７月18日に全職員対象の組織機構等に関する調査を実施しました。また、県内市町で本町と人口が同規模及び合併団体か非合併団体かを考慮して８団体、多久、鹿島、嬉野、神埼、吉野ヶ里、基山、三養基、有田、この８団体を選定をいたしまして、昨年９月に職員数、職制等についてその状況について文書と訪問による聴き取り調査を実施しました。この調査結果を基に参考にして進めたところでございます。

大きい２番で将来的な職員数及び組織機構ということで括弧１、引き続き平成32年３月31日現在の終身雇用的な職員数の目標を２５５人としますということで示しております。この２５５人につきましては平成17年１月１日の市町村合併にいたる協議、平成18年６月に策定しました白石町定員適正化計画及び平成24年１月に策定しました第２次の白石町定員適正化計画に基づきまして平成25年４月１日現在の終身雇用的な職員数、これは、特別職及び指導主事、学校教育課のほうに配置をしております指導主事を除いて一部事務組合と派遣職員は含んだ数字ですが２９８人おります。これを段階的に２５５人を目標として削減をしていきたいということで考えております。

括弧２番、平成32年度の組織機構を17所属以下としますということで示しております。職員数の削減と並行をしまして現行の19所属あります、16課１室２局、この体制から32年度には17所属以下を目途として平成26年度から段階的に課、係等の統廃合による行政のスリム化をはかり、同時に未知の行政需要への対応や政策上どうしても必要な課等の設置にも備えるということで減少ばかりではなくて新たな需要により新たな課を設ける場合も出てくるのではないかということでも考えております。

次のページ、２ページ目を御覧ください。大きい３番で職制の見直しということです。括弧１、専門監、専門監は管理職でございますけども今後も課長級ポストとしてこの制度を継続したいと考えております。ただし、他の地方公共団体の状況も見ながら、各所属の所掌事務内容により判断して配置をしたいということで考えております。括弧２で課長補佐、これ管理職ではなく監督職という位置付けにしております。地方

分権が叫ばれるなか、市町村の役割はますます重要かつ広範囲になっています。行政需要が多様化、高度化するなかで、職員の事務も多岐にわたり、現行の監督職である係長も実務を多く抱えており、係レベルにおける組織マネジメントや部下の育成など監督職としての役割が十分果たせない状況にあります。

　このため、課長と係長の中間のライン職のポストとして、課長補佐制度を導入し、段階的に配置をしたいということで考えております。

　まる１で主な課長補佐の役割です。課長の補佐、それから課の組織目標の推進、特命事項の担任、課内各係の統括、課内各係長の指導、そのほかということで考えております。

　まる２で課長補佐の配置基準につきましては、今後の課の統廃合により一つの課に３係以上ある場合や重要課題を抱える場合等に配置。原則として係長事務扱いとしません、ということにいたしております。

　括弧３、参事、これは監督職でございますけども、現在あります参事制度、これにつきましては新設をします課長補佐制度に引き継ぐということで平成25年度末をもってこの制度は廃止したいということで考えております。

　それから大きい４番、平成26年度の組織機構改革ということです。

　括弧１で管理部門の政策推進型組織への転換ということで、ここでいいます管理部門といいますのは、役所で言いますと企画課、財政課、総務課、こういった組織が管理部門という位置付けになっております。それとまた政策推進型組織といいますのは以前に申し上げたことございますけども、白石町総合計画、それと行財政改革、そして財政計画、この３つの取り組みが連携してこそ総合計画や町長の政策が効率的に達成されるという考え方から今回、企画財政課にこの３つの業務を持たせることによりまして総合計画の推進と戦略的適正かつ効率的な行財政運営に資するということを目的に考えておるものでございます。

　まる１ですけども、総合計画や重要政策の企画町政などを行う企画課企画調整係と同課男女共同参画係を政策推進係及び地域振興・男女共同参画係として財政課と統合し、課の名称を企画財政課とします。

　まる２でさらに総務課総務係で分掌をしている行政改革推進、行政組織機構、事務改善及び行政事務の合理化及び町議会の招集及び議案に関する事務並びに企画課広報統計係で分掌をしている広聴に関する事務を政策推進課係で分掌をするということで考えております。

　括弧２で危機管理体制の整備。

　まる１で総務課交通防災係を危機管理防災係に変更をしまして自然災害以外の町の危機、これは町民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じる事件、事故、これはテロ行為や人的災害、町の評価を著しく損なう事態、町への誹謗中傷、町行政による損害、職員の不祥事、こういったすべての面を対象の検討ということで考えております。

　まる２で企画課広報統計係及び同課情報推進係を合併をしまして、広報情報係として総務課に統合をしたいと考えております。

　米印のところでこのほかに町民にわかりやすくするため、総務課人事給与係の名称を、総務課職員係ということで考えております。

次、３ページ目です。括弧３番で建設部門の統合ということで土木監理課と建設課を統合します。

まる２で課の名称は建設課とします。

まる３で今の建設課にございます建設係とまちづくり係を統廃合しまして建設係、これ１係２人係長制を考えておりますけども、とし維持管理係及び建築住宅係とあわせて３係体制ということで考えております。

括弧４、庁議等行政会議の明確化。これまでは、課長会議により各課の連絡調整等をおこなってきましたが、例規の位置付けがなかったこともあり、明確な意思決定機関とは言えませんでした。このために、町長を補佐して行政経営の迅速かつ戦略的な統一方針を審議するための意思決定機関を設置し、別に連絡調整のための会議を設置しますということで、一つが先ほど言いました庁議でございまして、庁議については町長の最高意思決定を補佐して、町政の重要事項を審議するために設置すると。町長が主宰し、副町長、教育長、各課・室・局の長及び町長が指名する者により構成します。町政の運営の基本方針及び重要施策に関すること、行政組織機構に関すること、特に重要な例規の制定改廃に関すること、災害等緊急を要することなどを審議するということで考えております。

まる２で連絡会議。これ庁議での審議事項以外の町政の一般的事項の協議及び事務事業の連絡調整のための会議として、庁議と明確に区別をする。課長会議という名称で考えておりますけれども、課長会議は庁議の構成員、専門監及び町長が指名するもので構成するということで考えております。

括弧５、新たな行政需要への柔軟な対応ということで、まる１課名等。他の団体で見られる重要事務を取り扱う部署に、その事務名を課名や係名に冠し、役職者を兼務させ対外的にアピールする手法を本町でも取り入れていきます。

まる２で組織機構改革の時期。これまで本町では組織機構改革及び人事異動は年度初めの４月に行ってきました。しかし、担当課の体制では対応できない事案や緊急に対処すべき事案に対しては、時期を失することにならないように年度中途であっても組織機構や人事の変更を行っていきますということで今後の考え方を示しておりますけども、このことにつきましては議員皆様方にも平成25年末にファックスでお知らせもしましたけども、年度途中の１月１日付けで産業化の方に６次産業推進係を新設をしました。こういった考え方に基づいて６次産業推進係の設置も行ったところでございます。

次に４ページを御覧いただきたいと思います。４ページは平成26年４月１日からの組織機構改革についてということで、先ほど御説明申し上げました総務課それから財政課、企画課、土木管理課、建設課、これを改正、真ん中以降ですね。総務課については総務係、危機管理・防災係、職員係、広報情報係の４係。それから財政課、企画課を統合しまして企画財政課としまして政策推進係、地域振興・男女共同参画係、財政係、財産管理係の４係。それと土木管理課と建設課を統合しまして建設課ということで建設係、維持管理係、建築住宅係の３係ということで考えております。一番右の現行と改正案との主な変更内容等については、先ほど説明しましたことをここに書いておるところでございます。

次に５ページ目です。５ページ目につきましては総務課、企画財政課の配置図を示しております。左側が現行、右側が改正後でございますけども改正後の２階の下の部分を見ていただきたいと思いますけども、現在財政課のほうに企画財政課をすべて入れまして４係ですね、すべて入れております。その右側が総務課ですけども、総務課については総務係と危機管理防災係の２係を２階に配置をしまして上のほう３階、今の企画課がいる場所でございますけども、ここの方に広報情報係と職員係を配置すると。どうしても２階の方に入りきれない予定ですので、３階の方にということで考えております。あと、建設課については現在と同じ場所でということで考えております。

以上、資料の説明でございます。

次に１号議案について議案の説明をいたしたいと思います。議案書の方を御覧ください。内容につきましては新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

４ページ目の次から新旧対照表を付けております。まず８分の１ページを御覧いただきたいと思います。左側が改正案、右側が現行ということになっております。先ほど説明申し上げましたように財政課と企画課を統合しまして新しく企画財政課、それと土木管理課と建設課を統合しまして建設課ということになっております。

それから８分の２ページ以降につきましては、佐賀県の例にならってまた、今後機構改革を進めるうえで改正が必要となった場合に、内容が分かりやすいように各課の事務分掌をこれまでは第２条の中にひとまとめしておりましたけども、各課ごとに上だてにして見やすく改正をいたしております。この中で変更になっている部分につきましては今回再編をしております第２条の総務課、それから８分の４ページの左側下の方、企画財政課の所掌事務と書いておりますけども、８分の４ページから８分の５ページにかけての企画財政課、それと８分の７ページの左下の建設課の所掌事務、この部分が今までとは変更になっている所でございます。あとの課については所掌事務は変更はいたしておりません。

あと最後の８分の８ページでございますけども、これにつきましては白石町都市計画審議会条例の第９条中に土木管理課というところがございましたのでこれを建設課に改めるものでございます。

以上議案第１号の説明でございました。

次に飛びますけども議案第４号、教育委員会委員の任命について議案書の方を御覧いただきたいと思います。

現在、教育委員であられます平川義雄氏の方から辞任の申し出がございまして新しく岸川学氏の選任をお願いいたしたく議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期につきましては前任者の残任期間ということで平成26年の２月17日から平成29年の２月16日までの３年間ということになっております。

以上で総務課からの説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いします。

○北川勝己学校教育課長

議案第２号、白石町立有明西小学校体育館非構造部材耐震化等改修工事請負契約の変更について御説明をいたします。

契約の目的は白石町立有明西小学校体育館非構造部材耐震化等改修工事でございま

す。工事場所は有明西小学校であります。契約金額につきましては変更前が7,224万円で変更後の金額は7,326万5,850円でございます。102万5,850円の増額となっております。契約の相手方につきましては杵島郡江北町の株式会社峰組でございます。この事業につきましては学校施設環境改善交付金により耐震化を図るものでございます。主な工事の変更内容につきましては体育館ステージの天井裏の釣り天井部材が強度不足のために部材を補強する工事の増、それと体育館西側入り口の軒天井の構造部材の腐食のため部材の交換、南側の渡り廊下部分、外壁部分の塗装関係の数量の増加、ステージ周りの設備工事の増及びその他精査による変更であります。

今回の契約につきましては議会へ付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第２条の規定に該当するため議会の議決を求めるものであります。

御審議のほどよろしくお願いします。

〇片渕克也財政課長

それでは私の方から議案第３号、平成25年度白石町一般会計補正予算第６号について御説明いたします。

今回、御提案いたしております補正は、歳入、歳出に153万2,000円を追加して総額を118億9,051万5,000円とするものであります。予算書の８ページを御覧ください。補正の内容でございます。まず今回の補正につきましては、先ほど第１号関連の機構改革に対応した補正でございます。まず８ページの財政管理費で予算の編成、執行、決算に使用しております財務会計システムの改修を行うものでございます。また、財産管理費におきましては庁舎の電気、電源設備及び電話それに庁舎案内表示等の改修を行うものでございます。

次に今般１月の人事異動で６次産業の推進部門というのを新しく設置をいたしております。これには現在、土木管理部門の職員を１名増にしておりますのでその分の職員の人件費の移動でございます。増減はございません。それに９ページ消防費でございますが、県一斉指令システム、いわいるＪアラートの設置場所を変更するための経費を計上しております。

以上、補正予算の主な内容でございます。よろしく御審議のほどお願い致します。

日程第４

〇白武悟議長

議事進行につきましては質疑、討論、採決の順で行います。直ちに審議に入ります。

日程第４、議案第１号「白石町課設置条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

質疑ありませんか。

〇岩永英毅議員

合併時に専門職を育てる。その中で人員の削減を図っていくと、そういう大目的があったと思いますけど、のちにも出てきます委託費が非常に一般予算の中で占める歩合が多いわけですけれども、特に電算のシステム変更とかそういうものの委託料が非

常に多い。そういう中でこれだけのＩＴ化が叫ばれてる中で、そういうシステムの変更あたりは庁内でできないのか。そういう体制づくりは職員教育が必要ではないのか。そこら辺の検討をされたのか。

それと説明資料になると思いますけど、機構改革等で説明されました最終ページの人員配置、機能的に言えば５ページの総務係と職員係はひっついていた方がいいんじゃないかと、あるいは、危機管理防災係と広報情報係あたりは一緒にいいんじゃないかと。人員的なことでこういう配置になっているかと思いますけども、機能を考えて場所の配置、こういうものを考えていただきたい。やはりそういう基本的な考え方を専門化していくんだという事がございましたので、そういう機構改革なりそういうものを目指していただきたいというふうに思いますけど、先ほどの場所の配置と職員の資質の問題、そこらへんをどう考えていらっしゃるのかお伺いいたします。

〇百武和義総務課長

まず１つ目の専門職を育てて人員を削減するという事ではという質問でございましたけれども、この事については先の議会の時も申し上げましたけれども特に産業建設部門の技術職、これについては職員の半分を技術職、あと一般職、この体制でずっと保っていきたいと。そして入れ替えをしながら技術職の職員も一般職の方にも出向いてそこで一般の勉強もしながら技術職に戻ってきてそれを活かした仕事をすると。そういった事で約半数を技術職を充てていきたいということで今後、技術職の職員採用も毎年という事にはならないと思いますけども定期的に、２，３年おきには採用もしながら技術職員の育成を図っていきたいということでも考えております。

それとあといろんなシステムの廃止もして職員が出来るようになればという御質問でございますけども、これについてもなかなか専門的な分野では一朝一夕にはできないかと思いますけども出来るところから、例えば農村整備部門では特に排水機場に詳しい方を嘱託にお願いしながら、いろいろ職員に教えてもらって職員を育成していただいております。そういった事も進めていっているところでございまして先ほど言われたようにもう委託ばかりに出さんで職員で出来るものは職員でという考え方で今後進めていきたいと思います。

あと配置の件ですけども総務係と職員係は一緒に、また危機管理防災係と広報情報係は一緒にという御指摘でございました。これについてもいろいろうちの方でも検討をいたしました。まず企画財政課につきましてはとにかく町長室に近い場所がいいのではということで２階の方ということで考えました。それと総務課の総務係につきましては特に秘書的な業務がございますので町長室また副町長と隣接しておいた方がよいということで総務係はここに配置と。それと危機管理防災係につきましても町長、副町長に近いところがいいのではないかということから、ここに配置を考えたところでございます。ただ先ほど御指摘のように特に危機管理防災係と広報情報係は今後連携を取りながらいろんな危機等が発生した場合に一緒にしていかなければならないということでは考えております。そのへんは工夫をしながら進めていきたいというふうに思います。

以上です。

〇西山清則議員

機構改革については詳しく説明がありましたけれども、32年までに段階的にされていくものだと思っておりますけれども今回の土木管理課と建設課はだいたいわかります。また、説明を受けました財政課と企画課もこの説明でわかりましたけれども、ほかに同じような仕事内容をされている課もあるのじゃないかなと思いましてほかに議題にのったのはなかったのか伺いたいと思いますけど。

〇百武和義総務課長

今回、企画財政課と建設課の方を改編をしたわけでございますけども、ほかに候補になった部署はないかという御質問でございます。このことについては特に環境部局といいますか上下水道あるいは環境ですね、こういったところも一応話には出たところでございますけれども、特に上水道については今後、一部事務組合の方の動き、そういったものを見ながら今回は手をつけずに今後、一部事務組合の統廃合等の状況を見ながら考えていくということで今回は改編はしておりません。

また、保険関係も個々の県への一元化とかそういった話も出ております。これについてもまだ何年後はっきりわかりませんのでしばらく様子を見ながら今後検討していくということで今回の26年４月１日では今回御提案しておる部署ということになりました。

以上です。

〇秀島和善議員

町長にまずお尋ねします。その前に総務課長にお願いですけども、きょうこの議場の机の上に初めて26年度以降の組織機構改革についてということの資料が提出をされておりました。できれば議案書と一緒に３日前にはこの文書もつけて提出をしていただければ私たちもさらに深く学習しながら議員の立場から提案することも出来たかと思いますのでそのことだけ最初にお願いをしておきます。

町長に２，３お尋ねしますけれども、26年度以降の組織機構改革についてというところでの大きな１番の組織機構改革等についてということで括弧２に今後の白石町の人口動向や行政需要を見据えながら町民サービスの低下を招かないよう留意し、引き続き簡素で効率的な組織機構の実現及び行政のスリム化を具現化するため、次の事項をポイントとして平成26年度から平成32年度の７年間をかけて組織全体、課、係など段階的にスリム化していきますということでまる印で強調してあります４点ですけども、１つが白石町総合計画の推進と、２つ目に町長の政策の推進と、３つ目に町民にわかりやすい組織づくりと、４つ目に危機管理体制の整備ということで書いてありますけれども、私は４つではなくてまず第１に行政サービスの向上ということが組織機構改革のあり方について第１に出てくるべきではないかと思いますけども、前文の文言の中に入っておりますけども行政サービスの向上と、これが何よりも必要なことではないかと思います。この観点について今回の条例改定がその立場に立って具体的に現実問題として実戦されようとしているのかということについて第１点です。

第２点に先ほど西山議員からもお話があった点と重複するところがありますけれども、組織は本町の場合に合併後、てをいじったことがないと思います。それで今後７年間にわたってということで段階的にスリム化していきますということですけども、具体的にこの７年間かけて組織全体を段階的にスリム化していくということでの計画はいかようになっているのでしょうか。

この２点についてお尋ねをします。

〇田島健一町長

秀島議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず１つ目は機構改革の中に掲げております４つの項目最前端に行政サービスの向上というのをうたうべきではないかということでございましたけども、その文章の中にも町民サービスの低下を招かないように留意しというのを文言では書いてるわけでございまして、その中で４つのやつをしていきたい、具現化していきたいということを掲げております。そういうことで根っこのところにはこの行政サービスが向上していくように、低下しないようにというのが根っこには全てのところに持ってるという事でございまして、それを前段に出すということじゃないということで御理解いただきたいというふうに思います。

２つ目は32年までの段階的にスリム化をしていくけども、どういったことかという事でございますけども先ほど総務課長も申し上げましたように現時点においては私は総務、企画、財政といったこの管理部門をまずもって着手すると。後のものについては先ほどの話にもありましたように例えば環境部局だったら水道がどうなるかというのがあります。また、保険についてもちょっと県との絡みで動きがあります。こういったものが明確になった時にやっていきたいということで、そういうことで段階的にということを申し上げたところでございます。また、もう１つはやはり行政といいますか町民さんからの行政サービス、ニーズはいろいろ多様化もしていくと思います。そういった中でやっぱり臨機応変に私たちもそれに応えていかないかんやろうと。だからスリム化ということを前提にしながらも、課としては多くはできないかもわかりませんけど、ひょっとしたら係としてはもっともっと作っていかないかんように、細分化していかんばいかんようなことにもなるかもわからないというふうに思っています。そういった意味からしても私は課長さんというのは少なくなっていきますので、課長さんの調整というかマネージメントが出来にくくなるだろうということで課長を補佐する課長補佐を設置して課の中の調整、また他の課との調整を課長補佐がパイプ役として働いていただいて先ほど言いますように究極は、住民サービスが低下にならないようにしていきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

〇秀島和善議員

総務課長にお尋ねをします。

まず第１点に今回の組織機構改革等についてということは、どういう構成メンバーで論議をされたのかということをまず第１点にお尋ねをいたします。

第２番目に今回の議案は議案第１号の白石町課設置条例の一部改正する条例は財政課や企画財政課、土木管理課などに関するところですけども、具体的に現時点での人員が何名から何名に変更になっていくのか、また、人件費なども考えるとどういう影響額になるのかお尋ねをいたします。

○百武和義総務課長

まずこの組織機構改革を進めた構成メンバーという御質問でございますけど、これについては平成25年４月１日の人事異動で総務課の人事給与係に１名増員をしまして特に人事給与係が組織機構改革について特命的な仕事をしていただくということで職員を１人増員しながら取り組んでもらいました。その人事給与係でたたき台を作りながらこの案をまず総務課長、私との協議、これを８回とか、それから町長、副町長の協議を６回とか、それから役場内にあります政策調整会議に３回、それと行政事務改善委員会に２回、あと最終的には行政改革推進本部に諮って決定をしていったという流れでございます。

それと現時点での職員数についての御質問でございますけども、企画財政、総務課、この管理部門であわせて今のところ３名程度の減になるのではということで考えております。

それと建設課部門では今のところ職員数の増減はないということで考えております。

それとあと人件費の件でございますけども、この人件費については今回の機構改革というよりも将来的な職員数の目標が２５５人ということにしておりますので、毎年ずっと職員数は減っていきます。そういった事で人件費については毎年ずっと減少していくものということで推測をいたしております。

以上です。

○白武悟議長

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

○秀島和善議員

議案第１号白石町課設置条例の一部を改正する条例について反対の立場で討論をさせていただきます。

まず今回の機構改革は市町村合併の総合計画の推進にのっとり進めていかれる内容になっています。私は町の職員は町民の宝であり、優秀な職員の働きぶりによってこれから必ず近いうちに訪れるという高齢者が増大するそして少子化の問題、地域のコミュニティの希薄化などについて、それこそ今現在いらっしゃる優秀な職員が手足となって働いていくことが今必要な事ではないかと思います。それが第１であります。

第２に今回の条例改正で３名程度が職員が減少になるということでありますけれども、やはりこれも合理化に伴う内容になっています。そういう合理化ではなく職員を

いかに優秀にそして町民の声をしっかりと吸い上げ町行政の推進にあたるか、そのことが第１に機構改革の内容に沿ったものだと私は考えますので以上の点を強調し反対討論とさしていただきます。

○白武悟議長

ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで討論を終わります。

これより議案第１号「白石町課設置条例の一部を改正する条例について」採決をいたします。本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、議案第１号は原案のとおり可決されました。

日程第５

○白武悟議長

日程第５、議案第２号「白石町立有明西小学校体育館非構造部材耐震化等改修工事請負契約の変更について」を議題とします。

質疑ありませんか。

○岩永英毅議員

この増の明細はどうなっていますか。

それから、説明の中で屋根工事の支柱が強化が必要と。たぶん屋根は付けない方が使い勝手がいいということじゃなかったんですかね。あれを廃止して、前回の契約変更の時は屋根工事は減ったので増減が少なかったわけでしょうけれども、今回はその壁の追加だけかと思っとりましたけれども、その追加の明細を示していただきたいと思いますが。

○北川勝己学校教育課長

変更内容についてでございます。体育館の内部のステージがありますぐらいのところですね、このステージの天井裏が、これ昭和48年ですね、48年に出来ておりまして、その当時はですね新耐震基準じゃなかったということで、野縁という垂木みたいな天井裏にですね、天井吊り下げる部材があるんですけど、それがまばらに入っていたということで、どうしても強度不足のため部材をですねもう少し増やさないとダメだということで天井裏の吊り天井材を補強をおこなうものでございます。それと体育館の西側の入り口、軒天でございます、雨よけみたいな軒天になってるところが、これも40年経過しているということで、一部錆による腐食がありまして、その分の部材を交換するという工事。それともう一つが南側の校舎と結ぶ渡り廊下部分でございます、それとか外壁の部分が体育館の方は新しくガルバリウム鋼板でするんですけど、渡り廊下部分につきましては非常に腐食が激しいということで、これも追加で塗装工事をおこなうということ、それとステージの周りの設備につきまして、モーター等のそれ

とレール等の傷みが激しいということでこの分の設備工事をおこなうということで工事が増加いたしております。
　以上です。

○岩永英毅議員
　これは耐震化調査をしたうえでの工事ですよね。耐震化調査をしてその時に不足をしてると、耐震化工事をせないかんというなかで設計をしたと思うんですよね。そういう中に何んでステージの吊り天井の支柱が漏れとったんですか。そういうのを設計ミスというんじゃないですか。それを負担せにゃいかんわけですか。
　それから見えてるところの軒先、それがもう腐食してます。一番見えるところでそういうのを落としてるわけですか。どうしてそういうのを設計の中に入れてこないんですか。だから専門家の意見を聞いて設計したんですか。
　また設計を外注したならばそれを補佐するのが専門職の育成をしておればそういうことにならないじゃないですか。これは交渉したんですか設計者と。そういうのはそれを軽々しく認めていけば、今までどおり委託設計者もそういうのを見落としても増し工事ですよ、追加工事ですよ。そういう形になっていくんじゃないですか。そこらへんをちょっと御回答願います。

○北川勝己学校教育課長
　ステージの天井裏につきましては、高さがかなり高い状況でございまして足場を組んで、なおかつ天井をはぐってみないとわからないという状況でございまして、その昭和48年にできております。その当時の耐震基準に沿った構造であったかと思いますけど、昭和56年以後については新耐震基準となっておりまして、その分のやはり強度不足ということでどうしても当時のままでは安全安心とういうことは見込めないということでございます。どうしても足場を組んでその詳細までですね調査をかけないと分からなかった部分でございます。それと西側の入り口でございます。これも露出してるわけではございません。構造材自体はですね中の方に入ってそれを化粧板といいますかそういったもので被覆しているところでございます。

○岩永英毅議員
　わかりますよ。ただ設計者の了解得てるんですか。設計者が追加見積もりでこれは追加せざるをえなというふうに認めたんですか。交渉したんですか、設計者と。もちろん48年たってると思いますが、経過してると思いますが、その当時の設計書は当然見てここが強度は足りませんよという見積もりをしたと思うんですよ。設計書が無かったんですか前の。公共物ですから設計書残ってると思いますけれども。そういうのを参考に設計当初を組んだと思うんですよ。はぐらんばわからん、そりゃ言訳じゃないですか。交渉したんですか設計者と。設計者と相談して、ここ追加せにゃいかんという話になっとります、これを認めなきゃいけないのかそういう交渉したんですか。それをしてから変更契約をしてくださいよ。設計監理料と言うのは何んのためにあるんですか、管理料まで含んでるんですよ。図面書くだけじゃないんです。管理料が入

ってますから、きれいに工事が出来たのかそういう過程もちゃんと管理料の中に入ってますから、そういうのを交渉してから設計変更をしてください。契約変更をしてください。
　以上です。

〇北川勝己学校教育課長
　天井裏につきましてはですね、その状況というのは（「そうじゃなくて言訳はいいから、設計者と交渉をしたのか」と呼ぶ者あり）設計コンサルタントの協議というのは、いろいろな工程会議と一緒に変更、こういったものが出てきた場合はですね内容等について打合せをおこなっております。ただ県の方が耐震化を図るという事業でございますので、どうしても今のままでは強度不足ということで補強しないと安全安心というものが図れませんので今回補強をするということでさせていただいてるところです。

〇岩永英毅議員
　教育長なり町長にお尋ねしますけれども、設計変更の在り方、そういうものについて、やはり設計者がこれは設計変更、工事変更せざるを得ないという認めるのが筋じゃないですか。それから、変更契約をするのが筋じゃないですか。そこらへんイエスかノーかで良ございますから教育長なり町長で返答願います。

〇田島健一町長
　工事請負というところでですね、大きく言って土木と建築があろうかと思います。一般に土木については、だいたい土木技術者、担当者、役場の担当者も監督員もですねそうかと思いますけども、だいたいわかるというですかね現場もたくさんこなしておりますので現場に見に行って、これは変更対象だということ、これも今は書面でもって事前に協議をして、そしてこれは変更対象ですよ、これは変更対象じゃないですよというところまでこう手続きをしてからやっていくわけでございます。一方、建築工事につきましては、なかなか技術者がいないということもあって、一般的には工事発注と合わせて工事管理というところも一緒にまた発注をお願いして、現場を見てもらうというのが一般的な新築工事の場合やるわけですども、この修繕工事について改修工事ついて私ちょっと今ちゅうに覚えていないんですけども管理委託までしていたかどうかですけども、例えばするなら、いま議員言われるようにその設計監理者とですね現場とは打合せをしながら、これは当初設計ではちょっとわからないところやったけんがやむを得ないとういうことでこれは変更対象ですよというのを役場の担当者にこう申達するちゅうかお願いをしてですねこれは変更対象ですよ、これは変更対象じゃないですよというのを選択していくのかなーと思います。この案件がちょっと管理をしていたかどうかちょっと定かではございませんでしたので。しかし、管理委託を発注してなかったとしても、そういう現場からの問い合わせがあったときには役場としては担当者がそれを受けて、実際の設計コンサルさんにお願いした当初のお願いした方にこういう事案がでてきたけれどもこれは変更対象になりえるかどうかという

のは相談してうちが決断ばせんばいかんやったろと思います。ちょっと一般論で申し訳ないですけどもちょっとそうだと私は認識しております。

○白武悟議長

　ほかに質疑ありませんか。

○秀島和善議員

　前者議員の質疑と若干重複するところがありますけども担当学校教育課長にお尋ねします。大きく４点の工事の変更で102万5,850円ということがプラスになりましたけれども、１点目のステージの天井裏の強度不足、西側入り口の部材の交換、３点目に南側廊下の交換と、４番目にステージの周りのモーターやレールの改善とおっしゃいましたけれども、それぞれの部所の予算、どれくらいの費用がかかるのかまずそのことをお尋ねします。

○北川勝己学校教育課長

　内容の予算のことでございました。補強、補修及び軒天の工事関係、これが55万円、それと塗装工事関係これが49万円、その他雑工事、ステージ周りの設備工事ですね、こういったものが45万円ですね。それと精査によるものということで逆に減った部分がございまして、これは37万円程度減っとります。そういった関係で102万5,000円となるところでございます。

○秀島和善議員

　減額になった部分で37万円と言うことですけれども、どの部署で37万円の減額が発生したんでしょうか。

○北川勝己学校教育課長

　これはかなり細かく分かれておりまして土工事、コンクリート工事、型枠、足場それとガラス工事、佐官工事こういったものを合わせてですね、その金額になっとります。

○白武悟議長

　ほかにありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

　これで質疑を終わります。

　討論ありませんか。

○秀島和善議員

　全国的に体育館をはじめ子どもたちの施設であります学校施設、合わせてこういう施設が全国的にも震災の場合の避難区域の中心となるセンターに繋がっていますので、この耐震化の工事は重要であると思います。しかし、先ほどからの質疑でも判明した

ように、私は耐震化の調査の中で１点目のステージ裏の強度の不足、そして２点目の体育館西側入口の部材の交換、３点目の南側廊下の部材の交換、そして４つ目のステージ周りモーター、レールの交換ということは、耐震化工事そのもの設計段階で判明しなくてはならないものであったと考えます。そのことがその設計をした後にこういう補正という形で条件が変更されることについては、どんな設計をしたのか疑問でなりません。ですのでこのような契約の変更については賛成することができない、ぜひ各議員の御認識、御理解を得て反対討論とさしていただきます。

〇白武悟議長

　ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

　これで討論を終わります。

　これより議案第２号「白石町立有明西小学校体育館非構造部材耐震化等改修工事請負契約の変更について」採決をいたします。本案に賛成の方は起立願います。

　〔賛成者起立〕

　起立多数です。よって議案第２号は原案のとおり可決されました。

日程第６

〇白武悟議長

　日程第６、議案第３号「平成25年度白石町一般会計補正予算（第６号）」を議題とします。

　質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

　質疑なしと認めます。

　討論ありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

　討論なしと認めます。

　これより議案第３号「平成25年度白石町一般会計補正予算（第６号）」について採決をいたします。本案に賛成の方は起立願います。

　〔賛成者起立〕

　起立全員です。よって議案第３号は原案のとおり可決されました。

日程第７

〇白武悟議長

　議案第４号「教育委員会委員の任命について」を議題とします。

　質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

　質疑なしと認めます。

　討論ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。
これより議案第４号「教育委員会委員の任命について」の件について採決をします。
本案は教育委員会委員として岸川学氏の任命についての議会の同意を求めるものであります。この採決は、議員申し合わせにより無記名投票で行います。
議場の出入り口を閉鎖します。
〔議場閉鎖〕

○白武悟議長
ただ今の出席議員は議長を除いて16人であります。
立会人を指名します。お諮りします。会議規則第30条第２項の規定により、立会人として前田弘次郎議員、溝口誠議員を指名することに御異議ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
異議なしと認め、立会人として前田弘次郎議員、溝口誠議員を指名します。
投票用紙を配付します。
〔投票用紙配付〕
念のため申し上げます。本案の教育委員会委員の任命について賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載をお願いします。なお、白票は反対とみなします。

○白武悟議長
投票用紙の配付漏れはありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検します。
〔投票箱点検〕
異常なしと認めます。
ただいまから投票を行います。議席番号の１番議員から順番に投票をお願いします。
〔投票〕

○白武悟議長
投票漏れはありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
投票漏れなしと認めます。
投票を終わります。
開票を行います。
前田弘次郎議員及び溝口誠議員は開票の立会いをお願いします。
〔開票〕

○白武悟議長
投票の結果を報告します。
投票総数16票、有効投票16票。有効投票のうち、賛成16票。

以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第４号は原案のとおり同意することに決定しました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

〇白武悟議長

以上で本臨時会に付されました案件は終了しました。

これをもちまして、平成26年第１回白石町議会臨時会を閉会いたします。

10時50分　閉会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

平成26年1月21日

白石町議会議長　　白　武　　　悟

署　名　議　員　　西　山　清　則

署　名　議　員　　岩　永　英　毅

事　務　局　長　　鶴　﨑　俊　昭